

工事の設計サポート（建設コンサルタント）登録制度

募集要領

「工事の設計サポート（建設コンサルタント）登録制度」について、サポート企業の登録希望者を募集いたしますので、登録を希望される方はサポート企業登録説明書に基づき申請書の提出をお願いいたします。

サポート企業登録説明書

1. サポート制度の概要

工事の施工にあたっては、概算数量発注、詳細設計付工事発注又は、施工途中等における条件変更に伴う設計見直しなど、迅速な設計等の対応が求められているところです。このため、「工事の設計サポート（建設コンサルタント）登録制度」を設けることにより、工事受注者が支援を受けられるサポート企業を事前に登録することで、円滑な工事対応が図れることを目的としています。

詳細は、「工事の設計サポート（建設コンサルタント）登録制度に関する実施要領」によるものとし、登録期間は、登録通知の日から令和5年3月31日、又は、登録解除の申し出があった日までとします。

2. 募集資格

- 1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- 2) 中国地方整備局における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定※を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
※令和3年4月15日までに応募する場合は、令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請済みであること。
- 3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（上記2）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- 4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 5) 中国地方整備局管内に本店、支店または営業所を有していること。

3. 申請書の提出

- 1) サポート企業に登録を希望される方は、以下の資料を作成し提出して下さい。
 - ①サポート企業登録申請書（様式1）
 - ②サポート地域：サポート可能な地域を選択して下さい。（様式2）
 - ③サポート区分：サポート可能な分野を選択して下さい。（様式3）
- 2) 申請書は、以下のとおり提出して下さい。
 - ①提出方法：持参または郵送（書留に限る）

※持参または郵送（書留に限る）する前に電子メールでの送信もお願い

します。

- ② 募集期間：令和3年3月15日（月）から令和3年3月26日（金）まで（第1次募集）の休日を除く毎日、9時30分から17時30分まで
※以降、随時募集を受け付けます。
- ③ 提出場所：〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30
中国地方整備局 企画部技術管理課 基準第二係
TEL 082-221-9231
E-mail : gikan_sekkeisapo-to@cgr.mlit.go.jp

3) 申請書の作成等に関する質問

- ①提出方法：申請書の作成等に関する質問がありましたら、書面（様式自由）を持参または郵送により提出して下さい。メールでも可。
- ② 受領期間：令和3年3月15日（月）から令和3年3月26日（金）までの休日を除く毎日、9時30分から17時30分まで
- ③提出先：2) ③に同じ。

4) 質問に対する回答

- ①回答方法：質問及び回答は中国地方整備局ホームページで閲覧を行います。

4. 登録通知

応募者に対し、登録・非登録の通知を担当者の連絡先へ電子メールします。非登録の通知を受けた者は、通知のした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び休日を含まない）以内に、非登録理由について説明を求めることができます。

5. サポート企業のホームページへの掲載

登録された「サポート企業」は、中国地方整備局のホームページに掲載します。

6. 工事の設計サポート登録内容の変更

- 1) 一度登録した内容を変更する場合は、以下の資料を作成し提出してください。
 - ① [変更] サポート企業登録申請書（様式4）
 - ② [変更] サポート地域：サポート可能な地域を選択して下さい。（様式5）
 - ③ [変更] サポート区分：サポート可能な分野を選択して下さい。（様式6）
- 2) 申請書は、以下のとおり提出して下さい。
 - ①提出方法：3. 2) ①に同じ。
 - ②提出先：3. 2) ③に同じ。